



国の政治はどのように行われているのだろう？
3つの機関はどのようなはたらきをしているのだろう？

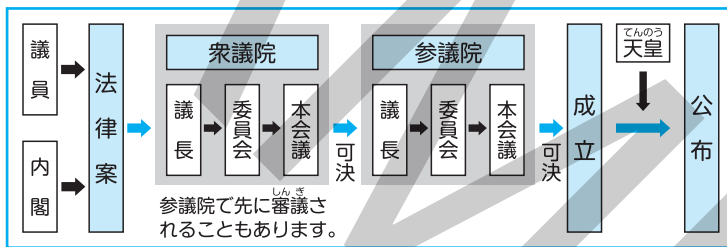
1 国会

- ① 国会のはたらき 国会は、国の政治の進め方を話し合っていて決めています。
- ② 国会のしくみとしごと 国会は衆議院と参議院で成り立っています。国会議員は国民による選挙で選ばれます。国会のしごとには次のようなものがあり、議決は多数決によって行われます。

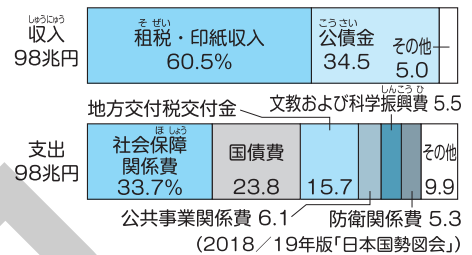
- ・法律をつくる（立法）
- ・国の予算を議決する
- ・内閣総理大臣を選ぶ
- ・内閣を信任しないことを決める（衆議院）
- ・外国と結んだ条約を承認する
- ・裁判官をやめさせるかどうか決める
- ・憲法の改正を国民に提案する

	衆議院	参議院
議員の数	465人	248人*
任期	4年	6年
解散	あり	なし
投票できる年齢	18才以上	18才以上
立候補できる年齢	25才以上	30才以上

▲衆議院と参議院のちがいは、参議院の議員数は2022年より248人（2019年実施の参議院議員選挙では245人）



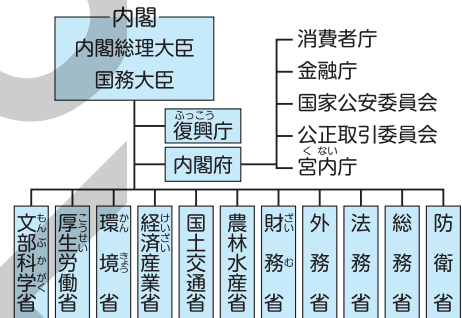
▲法律ができるまで



▲国の予算（2018年）

2 内閣

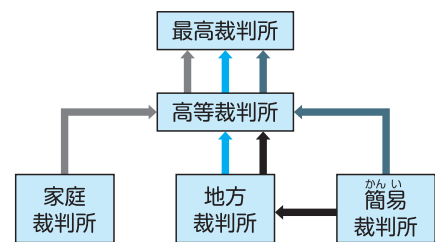
- ① 内閣のはたらき 内閣は、国会が決めた法律や予算にもとづいて、実際に政治を行います（行政）。
- ② 内閣のしくみとしごと 内閣は、最高責任者である内閣総理大臣と、内閣総理大臣が任命した国務大臣で構成されています。内閣のもとには省や庁が置かれ、国民から集めた税金などを使って、しごとを分担して進めます。



▲内閣とおもな省庁・機関

3 裁判所

- ① 裁判所のはたらきとしぐみ 裁判所は、争いごとや犯罪がおこったときに、憲法や法律にもとづいて、公正に判断し解決します（司法）。裁判所の判決に納得できない場合、上級の裁判所にうったえて、3度まで裁判を受けることができます。国民はだれでも裁判を受ける権利をもっています。
- ② 裁判員制度 一般の国民が「裁判員」に選ばれて、判決に関わるのが裁判員制度です。



▲裁判のしくみ

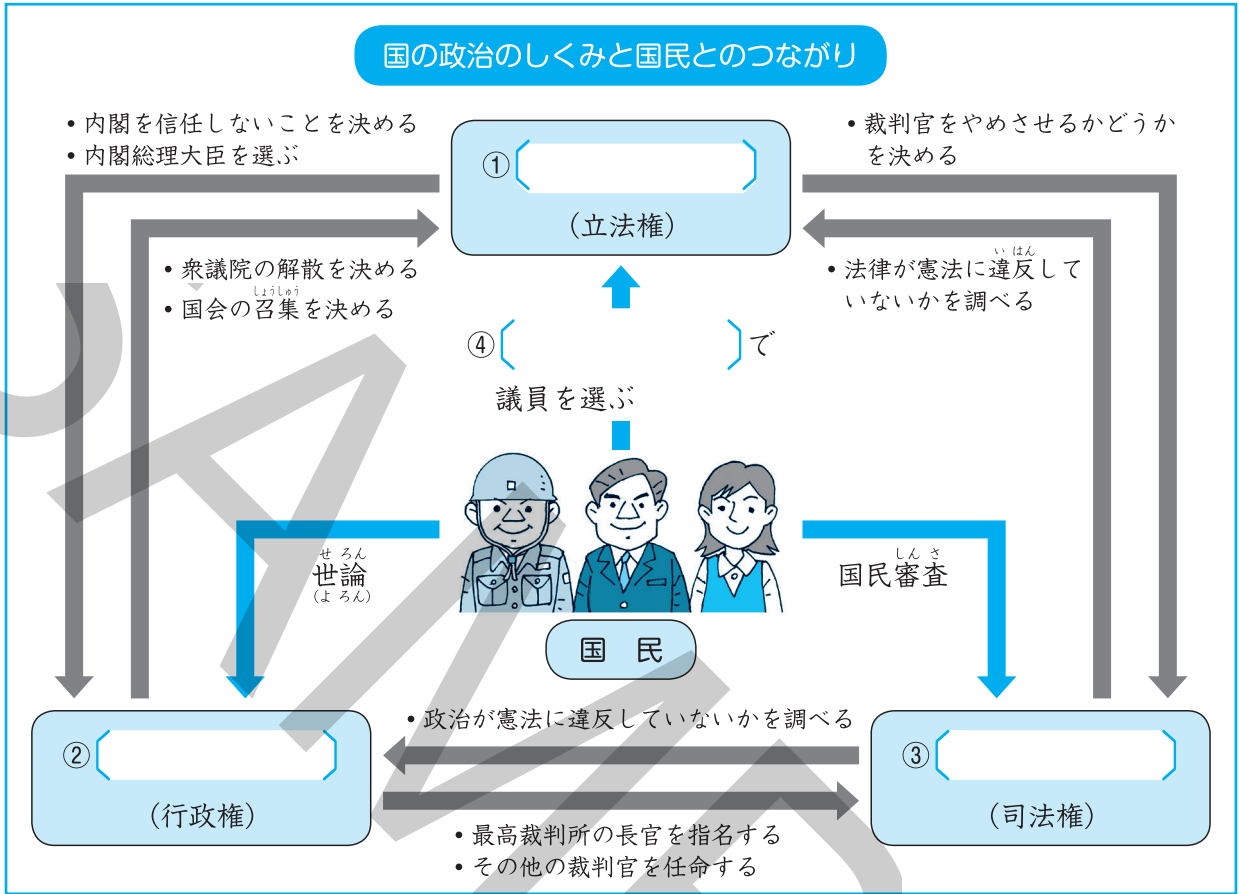


1つのところに力が集中しないように、国会・内閣・裁判所でしごとを分担していることを三権分立といいます。

まとめよう

図 を使って確かめよう！

● 次の図中の〔 〕をうめなさい。



資料 を使って確かめよう！

● 右の資料を見て、次の各文中の〔 〕にあてはまることばを答えなさい。

⑤ 資料は、内閣とおもな省庁・機関です。

内閣は、国会で選ばれた

〔 〕が中心になります。



首相ともよばれるよ。

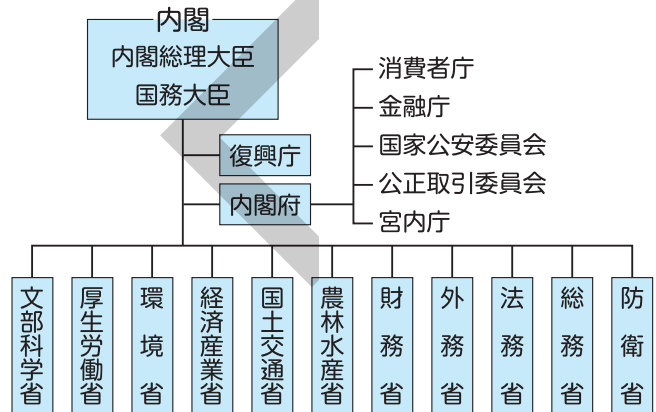
⑥ 内閣には、各省庁のしごとを進める

〔 〕がいて、内閣総理大臣

と閣議で政治の進め方を相談します。

⑦ 内閣のもとで、文部科学省や消費者庁などの〔 〕や庁がしごとを進めます。

⑧ 内閣は、1年間に国民から集めた税金などがどれくらいの額になり、それをどのように使うかという〔 〕案を話し合って決め、国会に提出します。



内閣から提出された案を議決するのは、国会のしごとだよ。